

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

### 香川県人事委員会規則第12号

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則（昭和55年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第2条 略</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(25) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号）第3条、第4条第2項、第5条、<u>第5条の2第2項</u>、第7条第5項、第8条第1項、第9条、第10条第2項、第3項若しくは第4項第2号、第11条、第13条第1項、第14条、<u>第14条の2第2項</u>、第15条第1号、第17条、第18条第1項又は第22条の規定により協議を受けること。</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）<u>第15条</u>、第21条、第22条第4項、第23条第3項、第25条第1項第2号、第34条又は第39条から第41条までの承認をすること、及び第31条第3項の規定により協議を受けること。</p> <p>(28)～(38) 略</p> <p>(39) 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）<u>第14条</u>、<u>第20条</u>、<u>第21条第4項</u>、<u>第22条第4項</u>、<u>第24条第1項第2号</u>、<u>第31条</u>又は<u>第36条</u>の承認をすること。</p> <p>(40) 略</p>	<p>(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(25) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号）第3条、第4条第2項、第5条、第7条第5項、第8条第1項、第9条、第10条第2項、第3項若しくは第4項第2号、第11条、第13条第1項、第14条、第15条第1号、第17条、第18条第1項又は第22条の規定により協議を受けること。</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）<u>第9条第1号</u>若しくは<u>第2号</u>、<u>第10条第1項第1号</u>若しくは<u>第2項</u>、<u>第16条</u>から<u>第18条</u>まで、<u>第19条第1項第1号</u>若しくは<u>第4項</u>、第21条、第22条第4項、第23条第3項、<u>第24条第1項</u>、第25条第1項第2号、<u>第26条第1項</u>、第34条又は第39条から第41条までの承認をすること、及び第31条第3項の規定により協議を受けること。</p> <p>(28)～(38) 略</p> <p>(39) 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）<u>第16条</u>、<u>第18条第4項</u>ただし書又は<u>第20条</u>の承認をすること。</p> <p>(40) 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。